

第八十回国会 逋信委員會議録第七号

昭和五十二年三月二十三日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 八百板 正君

理事 稻村 利幸君

理事 志賀 節君

理事 久保 等君

理事 小宮 武喜君

伊藤宗一郎君

原田昇左右君

渡辺 秀央君

山花 貞夫君

鳥居 一雄君

藤原ひろ子君

出席國務大臣

郵政大臣 小宮山重四郎君

出席政府委員

郵政政務次官 綿貫 民輔君

郵政大臣官房長 佐藤 昭一君

郵政省簡易保険局長 永末 浩君

委員外の出席者

郵政省貯金局長 小山 森也君

長 通信委員会調査室長 佐々木久雄君

委員の異動

三月十六日

辞任

堀之内久男君

同日

辞任

根本龍太郎君

同月十七日

辞任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

藤原ひろ子君

同月十八日

辞任

不破 哲三君

補欠選任

藤原ひろ子君

本日の會議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○八百板委員長

これより會議を開きます。

○八百板委員長

郵便貯金法の一部を改正する法律案、簡易生命保険法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。郵政大臣小宮山重四郎君。

○小宮山國藩大臣

ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増強に資するため、財産形成貯蓄契約に係る郵便貯金の別枠の総額制限額を引き上げるとともに、通常郵便貯金の利子の計算について改善を図ることとするものであります。

まず、財産形成貯蓄契約に係る郵便貯金の別枠の総額制限額の引き上げについて申し上げます。

現在、この総額制限額は、租税特別措置法に規定する財産形成貯蓄非課税限度額の五百万円の中で、二百万円まで認められているものであります。郵便貯金を勤労者の財産形成にさらに寄与するものとするため、これを引き上げて四百五十万円とするものであります。

次に、通常郵便貯金の利子の計算の改善について申し上げます。

通常郵便貯金の利子の計算につきましては、従来から膨大な口座数について手作業による計算を行ってきた関係上、簡便な計算方法である月割り計算が採用されておりますが、貯金原簿事務の電子計算機処理化が進捗し、日割り計算への移行が可能な状況となりましたので、この際、要求払い預金の原則である日割り計算に改めようとするものであります。

なお、この改正法律案の施行期日は、財産形成貯蓄契約に係る郵便貯金の別枠の総額制限額の引き上げにつきましては、公布の日から、通常郵便貯金の利子の計算の改善につきましては、昭和五十三年四月一日からいたしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。よろしくお願いいたします。

続いて、簡易生命保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の保険金の最高制限額の引き上げ等を行うとともに、定期保険の保険契約に疾病傷害特約を付することができるようにするほか、簡易生命保険契約の申し込みの撤回の制度を創設しようとするものであります。

まず、保険金の最高制限額の引き上げ等について申し上げます。

現在、保険金の最高制限額は、被保険者一人につき、定期保険及び特別養老保険につきましては

八百万円、その他の保険につきましては五百万円に制限されておりますが、最近における社会経済情勢の推移を考慮いたしまして、国民の経済生活の安定を確保する制度としての機能を十分に發揮することができるよう、財形貯蓄保険に係る保険金の最高制限額を除き、その制限額を千万円に引き上げることとするものであります。同時に、財形貯蓄保険につきましては、この保険が勤労者財産形成貯蓄契約の対象となる貯蓄性の強い保険であること及び租税特別措置法による勤労者財産形成貯蓄契約の非課税措置を受けるものであることを考慮いたしまして、他の保険の最高制限額とは別枠とし、払い込み保険料総額が被保険者一人につき、その非課税限度額を超えてはならないものとしようとするものであります。

次に、定期保険の保険契約に対する疾病傷害特約の付加について申し上げます。

現在、定期保険の保険契約については、疾病傷害特約を付することができないこととされており、加入者に対する保障機能の充実を図るため、定期保険の保険契約についても疾病傷害特約を付することができるようにしようとするものであります。

最後に、保険契約の申し込みの撤回について申し上げます。

最近の社会経済情勢の推移にかんがみまして、簡易生命保険に加入しようとする者に対する保護を図るため、簡易生命保険約款の定めるところにより、その申し込みの撤回をすることができるようにしようとするものであります。

なお、改正法律案の施行期日は、本年九月一日からいたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。よろしくお願いいたします。(拍手)

第一類第十一号 逋信委員會議録第七号 昭和五十二年三月二十三日

○八百振委員長 これにて提案理由の説明は終りました。

○八百振委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。堀之内久男君。

○堀之内委員 議題になっております郵便貯金法の一部を改正する法律案並びに簡易生命保険法の一部を改正する法律案について若干の質問をしたいと思います。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。郵便貯金は郵便貯金法によれば、国民に対して簡易でかつ確実な貯蓄手段をあくまで公平に提供することにより、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的としているものと理解をしております。今回さらに、「郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増強に資するため、財産形成貯蓄契約に係る郵便貯金の別枠の総額制限額を引き上げるとともに、通常郵便貯金の利子の計算について改善を図る」ことを内容とする郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由についての御説明が大臣からありましたが、この改正法律案の内容に入る前に、郵便貯金法の基本的な問題についてまずお伺いをいたします。

郵便貯金について、最近巷間いろいろと批判が行われておりますが、国営の貯蓄機関として郵便貯金の本来果たすべき役割について、大臣としてどのように考え、また、郵便貯金の奨励についてどのような基本的な方針で臨んでおられるのか、大臣の御所見をお伺いいたします。

○小宮山國務大臣 郵便貯金は、はっきりいまして、簡易で確実な貯蓄手段で、広く公平に国民に提供して、国民の皆様の経済生活の安定を図るといういわゆる郵便貯金法第一条の目的を満たすために、長い歴史の中で国民の皆様方大変利用をされております。

この郵便貯金というのを見ておると、まず第一に、簡易で確実な貯蓄手段としての郵便貯

金というものもございます。これは、二万二千の郵便局を通して国民の皆様方に多くの貯蓄をしていただき、また、その中で国民にいろいろな社会活動、経済活動をしていただくという大きな役割りをいたしております。

もう一つ大きな観点から言いますと、郵便貯金が原資となり財政投融資の問題で、国民からお預かりして預金は、日本経済発展、あるいは社会福祉、あるいは教育等の財政投融資の大きな原動力になっております。ちなみに五十一年の財政投融資の原資の見込み額を見ますと、五兆一千億の予定見込み額でございますけれども、全体の財政投融資の中で四四％に及ぶ金が郵便貯金から出ている。そういうことから見ましても、国営の貯蓄機関として郵便貯金が、大変長い歴史の中で、また特に戦後の発展期の中で果たした役割りというものは大きなものがある。また厚生年金などを見ても、ここからだんだん減ってまいります。そういうことから考えましても、郵便貯金がいかに国の発展に重要なものであるかということも認識し、今後とも私自身、国営事業の特質を生かして、誠意と国民にサービスする奉仕の精神で郵便貯金の事業をやってまいりたいと考えております。

○堀之内委員 次に、改正法律案の第一の改正点である財産形成貯蓄契約に係る郵便貯金の別枠の総額制限額の引き上げに関連いたしまして、財形制度の一般的なことからお伺いをいたします。勤労者財産形成促進制度、いわゆる財形制度は、勤労者の財産形成を促進し、その生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的といたしまして、昭和四十七年一月から開始されております。郵便局の財形定期貯金は民間間におくれています。昨年一月からスタートいたしましたわけですが、最近の利用状況はどういうふうになっているか、まず伺います。

また、わが国全体の財形貯蓄の利用状況についてもお尋ねいたしますが、これは所管が違いますが、あるいはおわかりにならない点もありません。

よすが、郵政省で資料を把握しておられるならば、あわせて御説明をお願いしたいと思っております。

○小山説明員 財形定期貯金は昨年一月から開始したわけでございますが、五十二年、本年の二月末日現在の状況でございますが、約九千六百事業所、約十四万人が加入しております。この財形定期貯金の現在高は約七十四億円となっております。

また、後段御質問のございました、わが国の財形貯蓄全体についてでございますが、これは大蔵省の調査による資料によりますと、五十二年十二月末日現在の財形貯蓄の実施状況は、四十九万事業所、約六百四十五万人が加入しております。財形貯蓄残高は約一兆二千億円となっております。

○堀之内委員 財形制度は昭和四十六年に勤労者の資産形成を促進するという趣旨のもとで創設されたものであります。勤労者がこの制度を利用することによって勤労者に十分その加入の利益がもたらされなければならぬと考えております。そうした場合、考えますときに、財形制度の特典の現状はどうなっておりますか。お伺いをいたします。

○小山説明員 この特典はいろいろございます。それから制度にいたしましても何種類かあるわけでございますが、この制度の特典、いわゆる特徴となつておりますものを横断的に御説明申し上げますと、まず第一に、税制上の優遇措置でございます。財形貯蓄というのは、いわゆる少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優制度の限度額は三百万円ですが、この三百万円とは別に元本五百万円までが利子の非課税となつております。また財形貯蓄によって住宅取得を目的とする一定の要件を満たすものにつきましては年間貯蓄額の八％ないし一〇％相当額、これは最高限度額がございまして、四万円または五万円となっております。これは、それぞれ差がありますが、貯蓄の期間によつて差がございまして、これだけの金額がそれぞれ

れ所得税から控除されることになっております。またさらに財形貯蓄をしていられる勤労者に対しては、事業主が一定の要件に従って、一定期間経過して金銭を拠出する制度がございまして、一定期間経過して七年以上でございますが、七年間財形貯蓄金として支払いたしましたときは、この支払いを受けた勤労者は一時所得扱いとされます。この一時所得扱いといいますが、所得税法上五十万円までは非課税でございます。五十万円を超えるものについては超える額の二分の一について課税されるというものでございますが、この税制上の優遇措置が認められております。

税制以外のものとしてしましては、第二点といたしまして、住宅取得の促進を図るための融資制度がございまして、この融資制度の内容には、財形持家分譲融資制度と財形持ち家個人融資制度があります。分譲融資制度と申しますのは、雇用促進事業団が財形貯蓄取り扱機関から、これは銀行とかいろいろの金融機関が入るわけでございますが、この取り扱い金融機関からの資金協力それから政府の利子補給を受けるわけでございまして、勤労者の分譲住宅の建設または購入する事業主等に対して長期低利の貸し付けをするというところでございまして、これが分譲融資制度でございます。次に、個人融資制度といえますのは、雇用促進事業団または住宅金融公庫等が住宅の建設または購入をする勤労者に対して事業主等が利子補給その他の負担軽減措置、これはたとえば、いろいろ金融機関から借りました場合に返済期限を長くするというような負担軽減措置を事業主が行うことを条件といたしまして、財形貯蓄残高の二倍を限度といたしまして、最高一千万円まで貸し付けをするというものでございます。

このような特典が、何種類かの財形貯蓄制度の中に共通してるところの一つの特徴だと考えられます。

○堀之内委員 財形貯蓄は、勤労者が行う貯蓄について一般の貯蓄とは別に、五百万円までを限度

として、利子非課税の優遇措置等を講ずることによりまして勤労者に貯蓄を奨励し、その資産形成の促進を図ろうとする制度であるということであり、この財形貯蓄につきましては、当然一般の貯蓄とは異なる特別の要件が必要となると考えられます。現状では具体的にどのようになつておるか、お伺いいたします。

また郵便貯金による財形貯蓄につきましてはどのようになつておるのか、具体的に伺います。

○小山説明員 財形貯蓄におきまして一定の要件と申しますのは三点ございまして、第一点は、勤労者が三年以上の期間にわたつて定期に、預貯金の預入を行うということ、これが第一点でございます。第二が、預入が行われた日から一年間は預貯金の払い出しまたは譲渡をしないということでございます。第三点は、事業主が勤労者に支払う賃金から天引きし、勤労者にかつて預入するものであるということ。この三点が要件でございます。この三つの要件を満たす貯蓄契約を結びまして、これに基づいて預入を行うことが財形貯蓄ということになっております。

また、お尋ねの、郵便貯金による財形貯蓄につきましては、利率が預け入れ期間の区分に応じ段階的に高くなる、かつ半年複利であるという郵便貯金の定額貯蓄の特徴、これをそのまま財形定額貯蓄においても適用されるということになっております。

○堀之内委員 財形貯蓄につきましては、少額貯蓄非課税限度額、いわゆるマル優限度額の三百万円とは別に、租税特別措置法によりまして五百万円までを非課税とされておるのでありますが、この非課税限度額の五百万円は財形貯蓄を取り扱わずすべての金融機関の共通の枠として認められておるのであります。

財形郵便貯金の別枠の総額制限額についても、本来は五百万円まで引き上げるべきものと考えられるべきですが、郵便貯金においては住宅積立貯金という別枠があり、その関係もあって、五百

万円より五十万円低い四百五十万円に引き上げようとするものであるということですが、その間の事情について具体的に御説明をお願いいたします。

○小山説明員 先生おっしゃいますとおり、民間金融機関の預貯金は、現在少額非課税限度額の三百万円と財形の貯蓄非課税限度五百万円の八百万円でございます。これが利子非課税となつております。

郵便貯金の方は、この五百万円が四百五十万円として、五十万円確かに低くなつておりますが、郵便貯金は、実は当然非課税としての三百万円の普通の郵便貯金のほかに、いわゆる住宅積立郵便貯金というのがさらに五十万円ございまして、この住宅積立貯金というものは、これはすでに御存じかと思ひますが、預金者にとりまして非常に使いやすいつ貯金になっております。さらにこれに民間と同じような五百万円の枠を設けますと、総額の非課税の限度額が八百五十万円となるわけでございます。そうしますと民間の非課税の限度額の八百万円との均等を失するところから、非課税の限度額の総枠を八百万円とするということと、両方の平仄を合わせてある、こういうことでございます。

○堀之内委員 財形貯蓄は勤労者のみを対象とする。この勤労者という解釈が大変おかしいのですが、財形貯蓄の加入のいろいろ条件については先ほど御説明になりましたが、今回大臣に國務大臣という立場でちよつとお伺ひしてみたいと思ひます。これは農民や自営業者は利用できないことになつておるわけでありまして、郵便貯金を利用した財形貯蓄は、どうしても農民等も利用できないようこの対象の範囲を拡大すべきであると私は考へておりますが、大臣の御見解をお伺ひいたします。

○小宮山國務大臣 先生のおっしゃるように、勤労者であれ、農民であれ、自営業者であれ、その財産形成が一層促進されることが望ましいことは事実であります。しかし、勤労者の財産保有状況

というものを考へてみまして、財産形成政策を講ずる必要があるということと昭和四十七年に勤労者財産形成促進法が施行されたように私は記憶いたしておりますけれども、農家の方でも農業法の中で働く雇用者であればそれはできるだろうと理解をいたしませんが、財産形成郵便貯金は財形貯蓄を郵便貯金を利用して行うもので、この利用者は勤労者に限定せざるを得ないのであります。別の視野から総合的に検討を要すべきものであらうと思ひます。勤労者だけ、農家はどうかと言われまると、現在の法律の中ではなかなかむずかしいと考へざるを得ませんし、農家の中で働く従業員ならばそれはでき得るであらうと思ひます。

○堀之内委員 次に、第二の改正点であります通常郵便貯金の利子の計算について月割りから日割りに改めるとのことでございますが、この点についてお尋ねいたします。

郵便貯金の利子の計算は現在月割りにより行つておるものであります。民間金融機関においては以前から日割り計算がなされております。郵便貯金だけが、このように他の金融機関からすると利子計算等が異なる月割り計算をとつておるわけでありまして、いままで月割りをとつてきた理由についてお尋ねいたします。

○小山説明員 郵便貯金の原簿といふのは、いま全国で二十八の地方貯金局がございまして、ここに原簿を保管しております。郵便局は約二万二千ありますけれども、それぞれの郵便局には原簿を保管してない、集中保管方式をとつておるわけでございます。

そういういたしますと、この計算をいたしますときには証拠書類を地方貯金局に送りまして、地方貯金局で集中的にすべてのこの計算事務を行つておるわけでございます。この口座数が非常に多いというわけで、要求払い預金というのはいつでも出し入れ自由ということ、それぞれの原簿の出し入れが非常に激しいという現状がございまして、その結果計算事務というのが非常に膨大なことになりまして非常に手数がかかるところから、

月割り計算という方法をとつていたものでござい

○堀之内委員 膨大な口座があつてそして手作業で利子計算を行つておるので、郵便貯金においては月割り計算の方法をとらざるを得なかつたということでありまして、そのような計算方法をとつておるために、半月の貯金であつても一月分の利子がつくとかという反面、また一月半貯金しておいても利子がつかないという場合があり、不合理であるという投書などが新聞等でも見受けられました。こういった月割り計算の不合理な点について具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○小山説明員 具体的に申し上げますと、いま先

○堀之内委員 月割り計算をしていて、不合理な点について、これを改善することは本当に結構なことでありまして、速やかに日割り計算に移行すべきであると思ひますが、しかしこの利子計算に關係する法律改正案は、施行日がおおむね一年間の余裕を見た来年の四月一日ということになつておりますが、こうした一年間も置かなければならない理由についてお尋ねをいたします。

○小山説明員 日割り計算に今回移すことになりましたのは、地方貯金局にコンピュータの導入が非常に進みまして、そのコンピュータのプログラムをつくることによつてほとんど人手が省かれて日割り計算ができる状況になつたということと、日割りに移行することにしたい、こういう希

望を持って本法案を提出したわけでございますが、プログラムの開発というのが案外時間がかかりますと同時に、それに伴います諸準備に相当の期間を要するということ。また、通常郵便貯金の利子というのは、毎年三月三十一日を区切りまして一年分を元金に加えるという計算方式でございまして、そういった点から、年度途中で改正いたしますと、技術上できないわけではございませぬけれども、二つのプログラムをつくらなければならぬという点。それから、途中で二回にわたりまして重複計算をしなければならぬという結果が出てまいります。しがたいたしまして、諸準備それからいわゆるプログラムというものを全部合わせまして、さらに区切りというものを考えた結果、五十三年四月一日というふうにお願ひしたわけでございます。

○堀之内委員 以上で郵便貯金法の一部を改正する法律案についての質問は終わりますが、次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について質疑を行いたいと思ひます。

まず、簡易保険につきまして、大臣の基本的な考え方についてお尋ねいたします。簡易保険は、大正時代から長年にわたりまして国民に親しまれ、また国民生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、わが国の社会開発にも少なからぬ貢献をいたしてきたものと思われまふ。簡易保険は、創業当初の社会的な性格は薄れてきてはおりますものの、国民生活における簡易保険の重要性はいよいよ高まってきたと考へられます。大臣は、簡易保険につきまして基本的な考え方をお尋ねいたしますか、お伺ひをいたします。

○小宮山国務大臣 いま先生がおっしゃいますように、簡易生命保険は大正五年の創業で、昨年の十月でちょうど六十周年を迎えました。経済事情その他も、一つの大きな転機に立っていると考へております。

簡易保険の問題点には、幾つかの問題点があります。その問題点は、事務の問題。これは先人、先輩の方々がほかの省庁と比べて大変早く機械化

をやられてまして、大正十五年にP.C.S.という当時世界でも最も新しい事務効率化をやられて、昭和四十二年にもE.D.P.S.化をやられて、私たちことしの二月二十四日にオンライン化のトライアル、実験に入っております。

御承知のとおり、現在簡易保険事業というのは保有契約数が約五千万、保有契約高は三十兆に及んでおります。資金総額が八兆円でございます。大変な事業に成長いたしております。国民の生命保険に対する要望がますます多様化、高度化する中で、国営の生命保険としての簡易保険に課せられた責務というのは非常に重大かつ責任重たいものと感じております。

私は、そういう意味においても、簡易生命保険法の第一条に載っておりますように「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進する」ということを目的としており、今後とも国民の皆様に変わらない支援をいたさうと思ひます。職員一人一人がたゆまない努力をしていく必要があると思ひます。特にこの簡易保険は、国営保険として、一条に盛り込まれておりますように大変国民生活に密着した簡易保険でありますために、特に社会経済の情勢の変化に対応して制度の改善を図っていくとともに、特に重要なことは、経営の効率化、効率の向上に努めて、良質な保険をなるべく安い保険料で提供することにより、国民の福祉増進に一層寄与し得るものと考へております。郵政省といたしましては、全職員が、先ほど申しましたように、やはり奉仕の精神で今後とも事業の促進を図りたいと考へております。

○堀之内委員 簡易保険が今後ともよき伝統の上でますます発展するよう、一層の努力をお願いいたします。

次に、改正法案の具体的内容に移ることとしたしまして、まず保険金の最高制限額の引き上げについてお尋ねをいたしますが、簡易保険は庶民の保険として、全国の郵便局を通じて国民の大

多数にあまねく保険サービスを提供して喜ばれているところであります。その保険金最高制限額が、定期保険と特別養老保険については八百万円、そのほかの保険については五百万円と比較的低い金額に抑えられておるのであります。これを引き上げてもらいたいという要望はしばしば耳にいたしております。今回これを引き上げようというので一千万円、こういうことになっておりますが、この一千万円をお決めになった理由についてお尋ねをいたしたいと思ひます。具体的に御説明をお願いいたします。

○永末政府委員 簡易保険でございますが、現在、その種類は大きく分けて終身保険、定期保険、それから養老保険、家族保険、財形保険、五つに分かれるわけでございます。

最高制限額でございますが、これは、いま申しました定期保険、それから養老保険の中に特別養老保険というのがございますが、この定期保険と特別養老保険では八百万円、それからその他の保険では五百万円というふうになっております。先ほど先生がおっしゃいましたとおりでございます。考へてみますと、この額では最近の経済情勢のもとでは生命保険の保障機能を十分に発揮し得ない状況となつておることも、また加入者の方々からも保険金最高制限額をさらに引き上げてくれという非常に強い要望が寄せられておることも、またこの引き上げによりまして貯蓄増強にも資すること、そういったことから、今回その最高制限額を、被保険者が死亡した場合の医療費それから葬祭費及び遺族の当分の生活費等を考慮いたしまして、一千万円に引き上げようとするものでございます。

○堀之内委員 一千万円の引き上げの趣旨については、いろいろ見方もあります。一応了解いたしまして、今後とも国民の保険需要の動向等勘案いたされまして、需給に応じた引き上げを図るよう要望いたしておきます。

次に、財形貯蓄保険の保険金最高制限額であり

ますが、これを他の保険の保険金最高制限額とは別枠とするということですが、これはどういふことか、ちょっとお尋ねいたします。聞くところによりますと、簡易保険の財形貯蓄保険は昨年実施されたばかりでありまして、他の保険とは加入対象、仕組み等が異なつておるようであり、これを別枠とする理由を御説明いたしたいと思ひます。

○永末政府委員 簡易保険は、創業以来お医者さんの診断を要しなくて加入できるというたてまえをとつておるわけでございます。無診査保険としておりましたが、保険金最高制限額はこの無診査保険とやはり関係が出ておるわけでございます。最高制限額は無診査保険として負担し得る危険の限度額というものを一応考慮して定めなくてはならないと思ひます。

○堀之内委員 一般に生命保険では契約加入時に医者による身体検査を受けてまして、体の弱い者の加入を防止する措置をとつておるが、簡易保険では簡易な手続で国民大衆に広くその門戸を与えて、身体検査を行わない、無診査の制度となつておると思ひます。その趣旨はよくわかるわけでありまして、今回保険金最高制限額を一千万という高額にいたしまして、無診査の制度を悪用して病氣にかかっている人が多数加入いたしまして、そのことによつて事業の経営に危険が及ぶのではないか、この点お伺ひをいたしたいと思ひます。

險金額が高額になるに従いまして最も注意しなければならぬのは、先ほど先生がおっしゃいましたように、逆選択と申しておりますが、体の弱い人たちが入ってくるという問題、いわば不良契約の防止ということであると考えております。したがって、新契約の募集に際しましては面接審査を厳重に行う等、不良契約を締結しないように極力努める所存でございますので、事業経営上の危険はないものと考えている次第でございます。

○堀之内委員 簡易保険は創業以来、先ほど大臣の御答弁もありましたがちょうど六十年を経過いたしましたので、その間着実に業績を伸ばしてきておるところであります。第二次大戦後は、簡易保険の独占が廃止されて、民間保険との間に競争の關係も生じまして互いにしのぎを削っているようでありまして、近ごろ民間保険会社も非常に好調な経営がなされているようでありまして、聞くところによりまして、会社間でその規模にかなりの差がある、こういうように聞いております。今回、簡易保険が保険金の最高制限額を一千万円といたしましたので、全国に存在する郵便局を通じて大々的に保険の募集活動を行うということになりまして、そのことによつて、相当大きな影響を受ける会社もあるのではないかと思われますが、この点はどのように理解をされておりますか。

○永末政府委員 最近、わが国におきまして生命保険の普及は相当目覚ましいものがございますが、なお未加入分野はかなり残されていると考えております。簡易保険だけとてみましても、先ほど大臣からの御説明で五千万件とございましたけれども、これは一人でも何件も入っているというようなケースもございまして、したがって、簡易保険の世帯加入率を調べてみますと五七・六%ということでございます。それから大きな事故が起ったときどきのくらの方を簡易保険に入っておられるかということをお私たちがよく調べるわけでございまして、大体大事故の場合でも三人に一人の方しか入っておられないというようなこと

でございます。したがって、まだ未加入の分野というのがかなり残されているかと思つてでございます。したがって、簡易保険、民間保険はそれぞれの責任と創意によりそれぞれの長所を生かしてお互いに経営の妙を發揮し、生命保険全体の普及と発展に努めることによりまして、両者の共存共栄が図れるものと考えております。

なお、簡易保険の保険金最高制限額は最近の十年の間に、お手元に差し上げてあります資料にございますが、昭和三十九年に百万円に、四十三年に百五十万円に、四十四年に二百万円に、四十七年に三百万円に、四十九年に五百万円に、五十年十二月に定期保険及び特別養老保険については八百万円に引き上げられたわけでございますが、この間におきまして、簡易保険と民間保険の業績を見ましても、簡易保険の最高制限額の引き上げが民間保険を圧迫したという事実は全く認められないわけでございます。したがって、今回の保険金最高制限額の引き上げも民間保険を圧迫することはないと考えている次第でございます。

○堀之内委員 次に、疾病傷害特約についてありますが、これを定期保険に付するといふ改正についてお尋ねをいたします。

定期保険はいわゆる掛け捨ての保険であるため、月々払い込む保険料の額も保険金の額に比べて非常に安い、入りやすい保険となっております。このことはまた保険金目当てに弱者が加入するといふ危険も高いことにもなります。

一方、疾病傷害特約についても疾病による入院について保険金を支払うというのでありますから、これまた弱者が加入する危険という大変失礼になるかもしれません。そういうことも想定されるわけであります。今定期保険に疾病傷害特約を付するといふ考え方についてちよつとお考えをお尋ねいたします。

○永末政府委員 定期保険の保険契約に疾病傷害特約を付加することにつきましては、疾病傷害特約制度創設の際に逆選択、先ほど申しましたよう

に不良の契約が入ってくるということを懸念いたしましたので、付加することができるようになることを見合せていただくべきようにすることにいたしました。けれども、実施後の経験によりまして、最初懸念されたところの弱者加入、逆選択というのを認められませんでした。加入者に対する保障機能の充実を図るために定期保険の保険契約にも疾病傷害特約を付加できることとしようとするものでございます。

○堀之内委員 疾病傷害特約は病気で入院すれば保険金を支払うというものであります。しかも簡易保険ではその病気に特別な制限をしておりません。どのような病気にしても保険金を支払うということでありまして、また簡易保険は無診査で契約加入時に医師の身体検査をしないということでありまして、これらのことを考えますと、現在あるいはすでに病気がかかっている人が、近い将来入院が必要となると予想される人が加入するおそれがあると私は思うのです。さらに極端な例を言えば、医師の診断を受けまして、何月何日ごろから入院しなさいというようなことで、すでに入院を予定されているような人が加入するといふことが出てきて、保険金の支払いがふえて事業の経営を悪化させるという心配もあるわけであります。その点のおそれはないか、もう一回お考えをお尋ねいたします。

○永末政府委員 民間の保険におきましてはがんの保険であるとかあるいは成人病の保険であるとか、特定の疾病のみを保障するといふようなシステムができております。簡易保険におきましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、特定の疾病といふことではなくして、疾病全体を保障するといふことに定期保険についてもしたいということでございます。疾病傷害特約におきまして、疾病による入院保険金を支払う場合でございますが、これはこの特約の効力発生後にかかった疾病により二十日間以上入院したものに限つては、病にございまして、したがって、すでに病気がかかっている人が特約に加入いたしましたも、その病にによる入院に對しましては入院保険

金の支払いはいたさないことにいたしておりました。

なお、基本契約に加入する場合でございますが、これにつきましては被保険者の身体の健康状況について保険契約者と被保険者に質問いたしまして、その状況について告知を受け、一定の病気がかかっている人は加入をお断りしておりますので、病ににかかっている者が多数加入するようなおそれはないものと考えております。

○堀之内委員 定期保険に疾病傷害特約を付するといふことの考え方については、一応了解しましたが、実は、実際にこういう例があるのです。これは昨年あった例なんです。これは農協の共済保険でありましたけれども、いまごろの若い方々ががんにかかっている例はほとんどわからぬ。だから、がんあたりになると相当遠い専門の大病院とかにかかると。がんであるとか大概家族の人だけに教える。どうせこれは長くはありませぬ。三カ月か四カ月だよというのがあるわけなんです。昨年私のところでも実際に起こりました例です。農協の共済保険に二カ月月掛けで掛けておつて三カ月目に死にました。それはちよつと私が市長のときで、市の建設業者であつた人が亡くなつたわけですが、その保険金が四千万という大きな額だったから問題になつた。あれが一千万ぐらいたつたら農協もさつと払つておつたらどうと私は思う。その人はふだん元気ではわつた二十日ぐらいたつた。いまの若い人たちのがんというのは、手術してみるともう手おくれだといふ例が非常に多い。そういう場合はないといふことではないのです。今後、私どもは、こういうふうな努力をして、会のトラブルにならないように最大の努力をしていただきたいと思います。恐らくこれを悪用する者が今後相次いでくるので私は懸念いたしております。そういうことは、局長はないかといふことですが、昨年のは農協もやはり今度の保険の拡大という意味から目をこらして払つたのだらうと思つて、二カ月払つただけで四千万じゃちよつと惜しいと

いうことで、それも私が市長でありましたから、私のところに、死んだ方の家族、親類から何とか農協を説得して払うようにやってくれと、結局政治家なら何とかなされるということ——私もは事実農協で調査したということも知っておりましたが、農協は知らなかったんだそうです。だから、そういうことではやはり問題が出てくると思う。今後、そういう意味で、この疾病傷害特約については、亡くなった家族に差し上げるんだという慈善事業のような考えであれば、私はこれは問題ないと思いますが、将来これについて問題のないように、最善の運営をしていただきますようお願いいたします。

次に、保険契約の申し込みの撤回についてお尋ねいたしますが、一般に契約の申し込みというものは相手方が承諾を与えるに必要な相当の期間は撤回を許さないとというのが常識かと思われるわけでありすが、簡易保険についてこれを認めようという理由は何であるか、お尋ねをいたしておきます。

さらに、契約の申し込みを受理いたしましたこれを締結するに至るまでは、国は相当多額の費用と手間をかけているものと考えられるわけでありすが、この面からも申し込みの撤回はこれを認めないこととする方が——というこれは加入者に非常に分が悪いわけですが、しかし、契約が郵政局側から見ると大変これは問題があると思うのですが、これを認められた点について、今後の運営に大きな影響はないかどうか、お尋ねいたします。

○永末政府委員 いままで、法律が成立するまではでございますが、簡易保険の加入の申し込みをした場合、その撤回ができないというふうな簡易保険のためをとっていただけでございます。これは簡易保険法にははっきりと書いてございませぬが、一般の民法で期限の定めのない隔地者間の契約の申し込みは撤回をすることができない、というふうになつていてのを受けてそういうふうなたてまえをとっていただけでございます。

最近、消費者保護運動といいますが、そういう高まりがござります。また、各方面から消費者保護が強く叫ばれているわけでございます。こういった情勢を受けまして、最近では割賦販売法あるいは訪問販売等に関する法律、こういったものができまして、こういった場合にも、申し込みの撤回の制度が採用されております。また、民間保険でございますが、民間保険におきましても、この申し込みの撤回の制度というものが四十九年くらいからできていたわけでございます。

そういった情勢をいろいろと勘案いたしました場合に、加入者と申しますか申込者の保護をやはりせひやらなければならぬというふうなことで、サービスの向上を図るためにこの申し込みの撤回制度を採用しようとするものでございます。

○堀之内委員 最後に申し上げておきますが、簡易保険の使命は、全国に散在します二万二千余りの郵便局を通じて、国民に簡易に、しかも安い保険料で生命保険を提供して、国民の福祉を増進するところであらうと考えます。今後、国民の生活の水準の向上に伴って保険需要というものがますます高度化し、また多様化するものと考えられますので、今後とも社会経済情勢の変化に即応した制度改善を行うとともに、簡易保険がその特色を生かしまして、全国あまねく生命保険の普及の徹底を図るよう努力を続けられますことを郵政当局にお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思ひます。

○八百板委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條第二項中「二百万円」を「四百五十万円」

に、「二百万円」を「五十万円」に改める。
第十三條第一項中「預入の月」を「預入の月(通常郵便貯金にあつては、預入の日。次項において同じ。)」から、「附ける」を「付ける」に改め、ただし書を削り、同條第二項を次のように改める。

払戻金に相当する貯金には、払渡し(払戻証書を発行するときは、その発行。以下この項において同じ。)の月(通常郵便貯金にあつては、払渡しの日)の利子を付けない。預入の月において払渡しがあつたときも、同様とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三條の改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

理由

郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増強に資するため、財産形成非課税貯蓄申告書を提出して預入する郵便貯金に係る貯金総額の制限額を四百五十万円に引き上げるとともに、通常郵便貯金の利子の計算について改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。
目次中「第五十四條」を「第五十四條の二」に改める。

第五條第二項ただし書を次のように改める。
ただし、第十六條の三の財形貯蓄保険の保険契約にあつては、この限りでない。

第六條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「附するを、付する」に改め、同項第五号中「成立」を「申込み及び成立」に改め、同項第六号中「保険料の払込」を「保険料の払込み」に改め、同項

第十一号中「因つて」を「よつて」に改める。
第十七條第一項本文を次のように改める。
保険金額(財形貯蓄保険の保険契約に係るものを除く)は、第五條第一項の契約に係るものと傷害特約及び疾病傷害特約に係るものの別に、被保険者一人につき、それぞれ千万円を超えてはならない。
第十九條を削り、第十八條を第十九條とし、第十七條の三の次に次の一條を加える。
(財形貯蓄保険の保険料額)
第十八條 財形貯蓄保険の保険契約においては、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、被保険者一人につき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四條の二第二項の表所得税法第十條第六項の項の下欄に掲げる金額(郵便貯金に係るものを除く)を超えてはならない。
第二十一條第二項中「契約者死亡後自動継続保険」を「保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自動継続保険」という。))に改める。
第二十三條の次に次の一條を加える。
(契約の申込みの際交付する書面)
第二十三條の二 保険契約の申込みを受けたときは、保険約款の定めるところにより、保険料の払込み、保険金の支払その他保険契約に関する事項を記載した書面をその申込みをした者に交付する。
第二十五條の見出し中「及び標準約款」を削り、同條第三項を削り、同條の次に次の一條を加える。
(契約の申込みの撤回等)
第二十五條の二 保険契約の申込みをした者は、その申込みの日から保険約款の定める期間が経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該保険契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

ることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の書面を發した時にその効力を生ずる。
 - 3 第一項の規定により申込みの撤回等を行った者は、保険約款の定めるところにより、保険料の還付を請求することができる。
 - 4 申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等はその効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知つてゐるときは、この限りでない。
- 第三十七條の七第二項中「第二十七條第三項」を「第二十三條の二、第二十五條の二、第二十七條第三項」に改める。
- 第三十九條第一項中「家族保険の保険契約にあつては、」を「第二十五條の二（第三十七條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除くものとし、家族保険の保険契約にあつては、」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和五十二年九月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の第二十三條の二及び第二十五條の二（第三十七條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）の申込み又は保険契約の改定の申込みがあつた場合には、適用しない。
- 3 この法律による改正前の第二十五條第三項の規定は、この法律の施行前に申込みを受けた保険契約については、なおその効力を有する。

理由

最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実に因るため、簡易生命保険の保険金の最高制限額を千万円に引き上げるとともに、簡易生命保険に加入しようとする者に対する保護を図るため、簡易生命保険契約の申込みの撤回等を行うことができ

昭和五十二年四月二日印刷

昭和五十二年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K